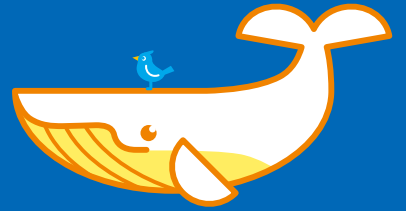




いつも、あなたのそばに。  
always by your side



# Legal Support Press

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

2021年  
Vol.23



特集

## 任意後見と民事信託



公益社団法人  
成年後見センター・リーガルサポート





## ごあいさつ

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
理事長 高橋 隆晋

- 〔所属〕 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートえひめ支部
- 〔略歴〕 平成14年 司法書士登録  
平成21年～平成24年 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートえひめ支部長  
平成27年～令和2年 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート常任理事、副理事長
- 〔現在の公職等〕 四国中央市成年後見制度利用促進審議会会長  
社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会法人後見事業検討委員会委員

私高橋隆晋は、この度、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(以下「リーガルサポート」)の理事長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成29年に政府が閣議決定した「成年後見制度利用促進基本計画」においては、成年後見制度の利用促進のため、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和、という目標が掲げられ、現在、各地域に中核機関の整備が進められ、ネットワークの構築が図られているところです。

私どもリーガルサポートでは、法律、医療、福祉等幅広い分野の知識を習得できるよう整備した研修制度のもと、それらの研修を修めた会員を全国の家庭裁判所に後見人等候補者として推薦しております。さらに、利用者がメリットを実感できる制度に向けては、財産管理のみならず身上保護をも重視し、制度利用者ご本人を支援の中心とする意思決定支援の考え方を取り入れた事務を行うことのできる担い手の養成に取り組んでまいりたいと思います。また、後見等の事務を通じて得られた経験を活かし、地域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備やその運営の場面において、各地域の社会資源の一部としても貢献したいと考えています。

制度利用者や利用を検討しようとしている方にとって、自分の財産の管理を第三者に委ねるといことは少なからず不安を感じるものです。万一、不正行為等により財産が失われたとしたら、容易に回復できません。制度利用者ご本人の生活基盤そのものを根底から揺るがせることになるため、リーガルサポートでは、後見人等に就任した会員は定期的に後見等業務に関する報告を行い、その報告の精査を通じた独自の会員に対する指導監督を実施しています。本年度からは、指導監督を強化する新たな取組を開始しており、さらに利用者が安心して利用することのできる成年後見制度の運用に努めているところです。

このように、リーガルサポートは、社会の要請に適した後見人等を養成し、また、後見人等の指導監督体制を構築することにより、「後見の専門職」としての社会からの信頼に一層応えてまいります。

また、令和3年度は、「成年後見制度利用促進基本計画」の5か年計画の最終年度に当たると共に、第2期の成年後見制度利用促進基本計画案の策定に向けた検討が進行することになりますが、従前の取組の継続に加えて、新たな計画案の策定に向けても、専門職の立場から積極的に取り組んでまいります。

末尾にあたり、本リーガルサポートプレスは、平成24年に創刊し、毎号、時宜に適った内容の特集記事やリーガルサポートや関係団体等が主催するシンポジウム等の記事を掲載し、リーガルサポートと成年後見制度に関わる各関係団体の方々をつなぐ広報誌としてお届けしています。是非多くの方々にご活用いただき、成年後見制度が高齢者及び障害者にとって安心して利用することのできる有用な制度として発展していくために各関係団体との連携を深める一助となれば幸いです。

# 特集

Legal Support

自分らしい老後を送るため

## 任意後見と民事信託を セットにして

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 相談役 <sup>おおぬき</sup>大貫 <sup>まさお</sup>正男

〔略歴〕

- 平成元年 日本司法書士会連合会理事  
渉外司法書士協会会長
- 平成6年 司法書士試験委員
- 平成7年 早稲田大学法職課程教室講師  
日司連成年後見制度創設推進委員会委員長
- 平成9年 埼玉司法書士会副会長  
埼玉県権利擁護総合相談センター権利擁護委員
- 平成11年 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 理事長
- 平成21年 さいたま地方裁判所及び簡易裁判所民事調停委員
- 平成23年 明治学院大学非常勤講師
- 平成24年 埼玉県公益法人認定等審議会会長
- 平成26年 東京医科歯科大学非常勤講師



### 01 任意後見制度のすすめ

任意後見制度とは、本人が元気なときに後見人に指名したい人と公正証書で契約をしておく、判断能力が低下した後、本人や親族、任意後見人に指名された人の申立てにより家庭裁判所が後見を開始する仕組みです。

人は年をとるにつれて、徐々に物事を判断する能力が衰えていくことは避けられません。さらに、認知症などになれば、預貯金の出し入れや家の管理、療養看護などについて適切な処理をすることが難しくなります。そのようなときに備えて、今から財産の管理や医療契約、福祉サービスなど身上保護に関する事柄を自分に代ってやってくれる人をあらかじめ選んでおく、老後の不安を少しでも抑えることができ、自分らしい生き方をすることができます。

任意後見制度を利用すると、他にも定期的に訪問する「見守り」や延命治療の希望等のライフプラン、埋葬、そして、別の契約を加えて死後事務を頼んでおくこともできます。

では、任意後見契約において、「自宅を更地にして収益を上げるために賃貸マンションを建てたい」、本人死亡後、「自宅を障害者の子に承継させ、子が亡くなったら世話になった甥に残したい」というようなことは可能でしょうか。人々の関心は、財産の運用・処分、相続対策、子・配偶者・孫などへの生活資金の確保等多岐にわたっています。しかし、これらのニーズに任意後見制度で対応することは困難です。その理由は、本人のための制度だからです。財産を積極的に運用したり、親族等に金銭を贈与するのは、財産の損失となるリスクがありますので制限されています。まして本人死後、財産や事業を特定の配偶者、子等に残すことはできません。

### 02 注目される民事信託

そこで注目されているのが民事信託です。民事信託は、財産を持っている人(委託者といいます)が、財産の管理・運用・処分を信頼できる人や法人(受託者といいます)に任せ、そこから生まれる利益などをある人(受益者といいます)に継続的に与える制度です。民事信託の契約をするときは、委託者に任意後見契約と同様の判断能力が求められますが、信託契約にきちんと定めておけば、その後認知症や死亡という事情の変化があっても影響を受けません。また、「自宅を子に承継し、子死亡後は甥に残す」ことも可能ですので、次世代まで財産の管理の方法を決めておくことができます。







### 民事信託と任意後見契約の役割分担

## 安心して長生きできる 社会の実現を目指して

司法書士・民事信託士 **しば ともみ** **芝 知美**



[所属]  
静岡県司法書士会

[略歴]  
・平成15年 司法書士試験合格  
・平成16年 簡易裁判所訴訟代理権取得  
・平成17年 司法書士登録

[現在の公職等]  
・静岡県司法書士会調停センター"ふらっと"副センター長  
・公益財団法人ふじの国未来財団 評議員 他

[著作物]  
・信託フォーラムVol.10 信託実例報告  
・実践成年後見 No.88 成年後見人のための民事信託入門  
・実践ADR～調停センター"ふらっと"の挑戦 他

### 01 民事信託を中心とした生前対策に取り組む理由

私は静岡県静岡市葵区・清水区の2か所に事務所を構え、司法書士法人を経営しています。事務所は40年ほどの歴史があり、登記はもちろんのこと、債務整理・成年後見・裁判など幅広い分野を取り扱っています。最近には特に民事信託を中心とした生前対策に力を入れて取り組んでいます。

私は二代目の経営者です。清水区の事務所は60歳で亡くなった父から承継し、葵区の事務所は父が仲の良かった先生(57歳で死去)より託され事業承継を行いました。全国的に見ても2か所の事務所を、先代が亡くなったことを契機として承継した司法書士は少ないのではないのでしょうか。

先代2人はとても優秀で私が尊敬し理想とする司法書士ですが、1つだけ天国にいる二人に文句を言いたいことがあります。それは何も準備する間もなく、あっという間に亡くなってしまったことです。どちらも病気だったので、引き継ぐ準備をしないまま突然亡くなってしまいました。もちろん二人にとっても予想外の出来事だったので、ほとんど引き継ぎがないまま事業を承継した後は苦難の連続でした。いざという時に備えて、早めに計画を立て準備をしておけばしなくてもよかった苦労も多かったと思います。

病気や交通事故等、本人たちにも予想外のタイミングでその日は訪れます。亡くなる場合のみならず脳梗塞等の病気で突然判断能力がなくなってしまうこともあるでしょう。高齢者の5人に1人は認知症になるといわれ、久しいこの時代を生き抜くためには、健康なうちから備えていくことが重要であると、私は身をもって経験しました。この経験から私は民事信託を中心とした生前対策を広める活動に取り組んでいます。

### 02 事例

甲野太郎さん(75歳)(以下、太郎さんといいます。)は父親から先祖代々の土地やアパート等を引き継ぎました。太郎さんは配偶者に先立たれ、一人暮らしをしています。市内に住む息子さん、隣の市に住む娘さんがいます。太郎さんは家系に脳梗塞で倒れる人が多かったことから、自分もいつか病気になり、判断能力がなくなってしまうことを心配していました。太郎さんは人間ドックに行くなど体調管理には気を付けていますが、何かあった

時のために息子にすべての財産管理を託したいと考え、インターネットや書店で勉強をしていたところ、参加したセミナーで民事信託を知り、手続きをしたいと考えるようになりました。

### 03 民事信託の相談

コロナ禍で家にいる時間が増えたこと、インターネット等で簡単に情報が入手できるようになったことなどから、民事信託について事前に勉強をしたうえで相談に来る相談者も増えてきています。今回ご相談にいらした太郎さんも民事信託についてインターネットで様々なサイトを調べて熟読したうえで当法人にいらっしゃいました。インターネットは便利なツールですが、情報が細切れになっていたり、自分に都合がいい部分のみを掻い摘んで読むため、間違った情報を信じてしまう危険もあります。私は初回の相談でその方の現在の生活状況、家族関係、資産の状況、なぜ民事信託を設定したいと考えているかの背景についても丁寧に聞き取りをし、相談者が民事信託に関して思い違いをしている場合には訂正をします。民事信託に関してはリスクを把握せずに、何でもできる便利な手続きのように考えて相談に来る方も多く、相談者にとって民事信託が必要なのかも含めてお話を聴くようにしています。

太郎さんのご希望は先祖代々から引き継いだ不動産の管理を息子さんに託したいというものでした。息子さんにも民事信託についての説明を行い、受託者になるという承諾をいただいたうえで、委託者兼受益者を太郎さん、受託者を息子さん、信託財産を太郎さんが所有している不動産と金銭として民事信託を組成することになりました。



### 04 任意後見契約との併用

民事信託を組成する場合、認知症対策として元気なうちに財産を託したいという希望から手続きをすることが多いかと思います。では、本件では民事信託を設定しておけば、太郎さんは安心して長生きをすることが出来るでしょうか。

#### (1) 民事信託では対応できない財産の管理

例えば年金受給権は一身専属権としてその該当者のみに請求することを認められた権利なので、年金受給権を信託財産とすることはできません。よって民事信託を設定したとしても年金が振り込まれる口座は太郎さん自身の口座となり民事信託とは別に管理していく必要があります。このように性質上民事信託に馴染まない財産の管理は民事信託の設定のみでは補えないということになります。

また理論上民事信託の設定が可能であっても、実務上の手続きがまだ確立できていないため対応できず、民事信託の設定ができなかった財産もあります。民事信託を設定すると「分別管理義務」が受託者に課せられます。これは受託者の固有財産と信託財産は別に管理しなくてはならないという義務です。例えば上場株式などは現在は民事信託の取り扱いができる証券会社も増えてきましたが、数年前までは民事信託の対応ができず分別管理するための口座の開設ができませんでした。よって理論上は信託財産とすることができても、実務上の対応が追い付いていないため民事信託の設定が難しかったのです。

このように民事信託ではそもそも対応できない、又は対応できるのだが実務上難しい財産がある場合、私はそれらの財産管理について民事信託と同時に任意後見契約を締結することにより、将来の判断能力が無くなった際の対策をしています。



## (2) 民事信託で身上保護が担えるか

民事信託は財産管理のための契約であり、身上保護を行うことはできません。よって太郎さん自身が今後認知症等になり判断能力が無くなった際に行う施設等への入所契約や病院への入院契約などの手続きは民事信託だけでは対応できないということになります。この場合にも任意後見契約を締結しておくことで、将来判断能力が無くなった際の対策ができます。

## (3) 受益者の権利を守る

民事信託は裁判所を利用せず、原則として家族内で完結するスキームのため、しばしば受託者の不正等をどう防ぐのかという質問をいただくことがあります。本来ならば受益者が受託者の監督をする権限を持ちますが、委託者兼受益者である太郎さんが認知症等になり受託者を監督する力がなくなった場合には、それを補える役割が必要です。この場合、民事信託に「信託監督人」や「受益者代理人」(あわせて信託関係人といいます。)という役目を設けることが考えられます。「信託監督人」とは受益者が現に存する場合に受益者のために自己の名をもって受益者の権利に関する権利の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する者のことをいいます。受託者に代わって受託者を監督する人です。「受益者代理人」とは受益者のために受益者の権利に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する者のことをいいます。どちらも司法書士等専門家も就任できます。

何らかの理由で信託関係人を設定しない場合、受益者に対して任意後見人が就任すれば、受益者が受託者に対して持つ帳簿等の閲覧または謄写の請求権等を行使できるようになり、受託者への監督ができ、より安全に信託事務が遂行されると思います。

本件では信託関係人は設定せず太郎さんの娘が任意後見人となり、太郎さんとの間で任意後見契約を締結しました。なお、受託者と任意後見人は利益相反関係に立つので同一人物を選ぶことはできないという意見が多いため注意が必要です。

## 05 終わりに～民事信託と任意後見契約の役割分担

私は民事信託と任意後見契約は車の両輪のような関係性だと思っています。どちらも生前元気なうちに設定しておくことで、自力で動かしていた車輪が思うように動かなくなりそうときに力を発揮して、自分が行きたいと思っていた道をまたスムーズに前進できるようにしてくれます。どちらか片方だけではできないものもありますが、民事信託と任意後見契約の両方を設定しておけばお互いが補い合うことにより、より安全で安心できる人生設計ができると思います。ただし、そのためには民事信託についての知識はもちろんのこと、成年後見制度や任意後見契約についても熟知していなければなりません。また仮に民事信託の設定をしなくても、相談者の実現したいものが実現でき、不安も解消できる場合もあるので、何もかも民事信託の設定ありきで生前対策を考えないようにすることも重要です。生前対策には様々な方法があります。法律家にはそれぞれの制度の役割を把握したうえで、相談者の状況や家族等との関係性も加味し、どの手続きを選択したら相談者が安心安全に暮らしていけるのかをプランニングしていく力が必要です。また相談者本人だけでなく、家族の理解と調整も必要になります。家族内で抱えている思いが異なる場合も多々ある中で、話し合いをし、理解してもらい、調整することが求められていきます。

太郎さんはその後も元気に暮らしており、受託者の息子さんも不動産の管理をしっかりとってくれているそうです。人生100年を安心安全に生き抜くには知恵が必要です。医学の進歩によっていずれは認知症も治る病気となるかもしれません。太郎さんが心配していた脳梗塞等も起こさない治療が可能かもしれません。ですが、まだそれは少し先の未来の話です。その未来がやってくるまで、私たち法律家が日々様々な知識や経験を積みながら試行錯誤を繰り返して、その人に合った最善の生前対策を提案していくことが大切だと思います。

# 特集

Legal Support

## 民事信託と任意後見契約の役割分担

# おさえておきたい民事信託の仕組みの基本



司法書士 本多 寿之

[所属]

福岡県司法書士会

[略歴]

平成7年 司法書士試験合格

平成8年 司法書士登録

平成16年 簡裁訴訟代理関係業務の認定

[現在の公職等]

司法書士・民事信託士

福岡家庭裁判所小倉支部家事調停委員

北九州市立大学法学部非常勤講師

みなさんの中で、ご自身の財産を信託の対象としている方はどれくらいいらっしゃるでしょうか。欧米では、財産の管理や承継のために広く信託が利用されてきた歴史があります。日本でも「投資信託」を利用されている方はいると思いますが、それ以外でご自身の財産を信託の対象にされている方はほとんどいらっしゃらないと思います。このように、まだまだ馴染みが薄いため、信託がどのような仕組みなのか、どうやって財産の管理や承継に役立てることができるのかをイメージするのは難しいと思います。

今回の特集の最後に、民事信託の仕組みの基本をご説明したいと思います。これから民事信託を利用されるとき判断の一助になれば幸いです。

信託の仕組みは、簡潔に説明すると次のとおりです。

- ①委託者(財産を託する人)は目的を定めて、対象とした財産を受託者(財産を管理・処分する人)に移転する＝受託者が財産の権利者(所有者)になる
- ②受託者は、対象とした財産から利益を受けることはできず、定められた目的に従って受益者のために財産の管理・処分を行う義務を負う
- ③対象とした財産から利益を受けるのは受益者

## 01 委託者は目的を定めて、対象とした財産を受託者に移転する

成年後見制度では、後見人などがご本人に代わって財産の管理やその支援をすることができますが、財産の所有者はあくまでご本人です。しかし、民事信託では、委託者と受託者が信託の契約をすると、対象とした財産(信託財産)の権利は受託者に移って、受託者が財産の権利者(所有者)となります。

その結果、委託者の判断能力の低下に影響されることなく、受託者が財産の所有者として管理や処分を行うことができます。

受託者に所有権を移すと聞いて、「受託者にあげて(贈与して)しまうのか?」と思われるかもしれませんが、しかし、後からご説明しますが、信託は贈与とは全く異なります。

財産の権利を受託者に移すことで、受託者が管理・処分できるようにするということが、信託の大きな特徴の一つです。

ところで、信託契約をするときに、信託の目的を定めなければなりません。この目的は、財産をこのように管理・処分して欲しいという委託者の考えであり、受託者が管理・処分をするときの指針となります。そして、この目的は委託者が定めるものと考えられています。このことから、信託契約をするときは、委託者の意思が最大限尊重されるべきであり、私たち専門家もとても重要なことと考えています。



## 02 受託者は財産から利益を受けることはできず、受益者のために財産の管理・処分を行う

では、信託財産の所有者となった**受託者**は、所有者ですからその財産から利益を受けることができるのでしょうか？信託の法律で、**受託者が受託者の立場で利益を受けることは明確に禁止されています。**

さらに、**受託者**には様々な義務が課せられています。信託の目的に従って財産を管理する義務の他に、例えば、自分の財産を管理する場合と比べてより高い注意を払う義務(善管注意義務)、信託財産と**受託者**の固有の財産とを分けて管理する義務(分別管理義務)、財産の状況などを**委託者**や**受益者**に報告する義務などです。

ここから分かるように、**受託者**は信託財産の所有者でありながら、成年後見人のように自分以外の人の財産を管理するときと同じような義務が課されているのです。

では、**受託者**は財産から利益を受けることができないとして、誰のために財産の管理を行うのでしょうか。**受託者は受益者のために忠実に財産の管理等を行わなければなりません(忠実義務)**。契約をしてスタートした信託は、**受益者のためのもの**なのです。

このように、財産の権利は**受託者**に移りますが、**受託者は利益を受けることはできず、受益者のために管理等を行う様々な義務が課せられていますので、委託者が受託者に、単に財産を贈与した場合などとは大きく異なるのです。**

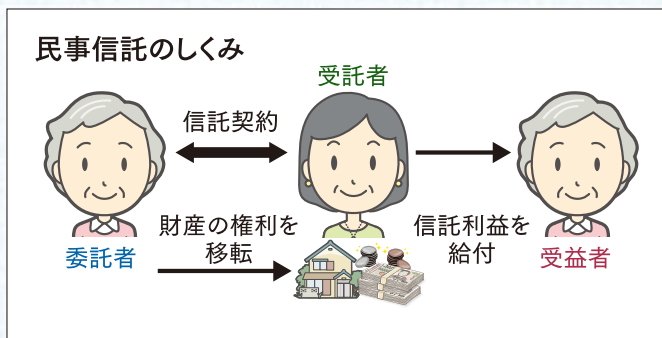
## 03 対象とした財産から利益を受けるのは受益者

**受託者は受益者のために財産の管理等を行い、その結果、対象とした財産から利益を受けるのは受益者**ということになります。この利益を受ける権利を**受益権**といいます。

ほとんどの民事信託は**委託者 = 受益者**でスタートしますから、信託は、**委託者の意思を最大限尊重して作られ、作られたあとは受益者のために存在する、まさに委託者兼受益者のための仕組み**ということもできます。

ところで、**受益者が利益を受けるとしても、これは受託者を通してです。**言い換えれば、**受益者は自分で信託財産を直接管理したり処分したりすることはできません。**財産の権利は**受託者**に移っているからです。**受益者は、信託の目的や契約の内容に従って、受託者から利益を受けます。**

このように、契約で民事信託の仕組みが作られた結果、**委託者兼受益者の判断能力に影響されることなく、受託者は財産の管理・処分を行うことができ、委託者兼受益者の利益を守ることができます。**民事信託が、財産管理・処分について老後の判断能力低下に備えた対策となり得るのはこのためです。



## 04 民事信託の注意点と課題

以上が民事信託の仕組みの基本ですが、元々馴染みの薄い制度ですから、少し難しかったかもしれません。しかし、これらの基本的なことを理解して信託を利用しなければ、後からこんなはずじゃなかったということになりかねませんので、注意が必要です。

例えば、財産の権利が**受託者**に移ってしまうことに抵抗を感じる**委託者**がいらっしゃるかもしれません。また、**受託者は財産から何の利益も受けられないことから、「財産は形だけ受託者に移す」「受託者に預けたようなもの」という説明がされることがあります。**これらの説明はイメージをつかみやすく、全く間違った説明だとは思いません。しかし、この説明だけが一人歩きすると、「形だけ預けているのだから、いつでも自分に戻せるし、自由に使えると思っていた」などとの誤解が生じて、後々トラブルになりかねません。

その他、特集Iと特集IIで触れられたとおり、信託で**受託者**が管理・処分できるのは、対象となった信託財産のみです。その他の財産の管理・処分や、ご本人の身上の保護は民事信託ではできないことにも注意が必要です。

裁判所が関与しない民事信託で、**受託者の不正をどのように防ぐのか**という課題もあります。**受益者の受益権には受託者を監督する権限も含まれていますが、受益者の判断能力が低下してしまうと十分な監督ができません。**それに備えて、受益者代理人・信託監督人を置くことも検討が必要でしょう。あるいは任意後見を組み合わせる任意後見人に監督する役目を担ってもらい、さらに、信託の対象となっていない財産の管理・処分や身上の保護をカバーしてもらうということが有効であることは、特集Iと特集IIでも書かれているとおりです。

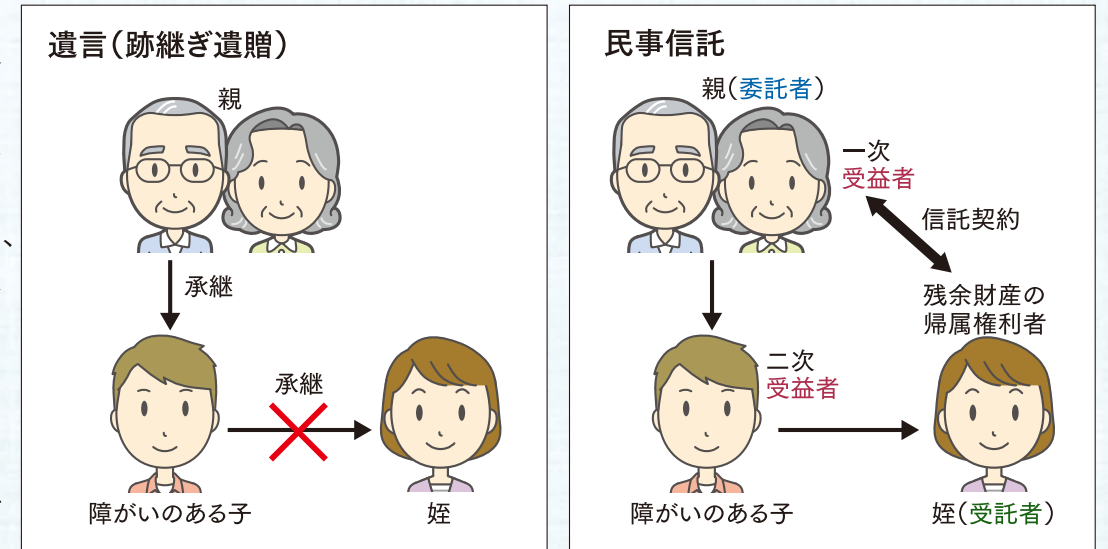
## 05 民事信託による財産の承継

もう一点、信託の仕組みとして、財産の承継での利用について説明します。

成年後見はご本人が死亡すると終了しますので、成年後見に死亡後の財産の承継についての機能はありません。

民事信託では、例えばあらかじめ契約で、**委託者兼受益者が死亡したときは信託が終了すると決めておいて、終了時に残っていた財産は誰々が取得すると指定しておくことができます。**これは、「誰々に財産を取得させる」という遺言をしておくことと同じ効果があります。

さらに、**委託者兼受益者が死亡しても信託を終了させず、次の受益者、その受益者が死亡したらさらに次の受益者…と指定しておくことも可能です(一定の制約はあります)。**遺言では「自分が死亡したと



きはAに、Aが死亡したらBに」という「後継ぎ遺贈」はできないという見解が有力です。しかし、財産を所有する一番の目的が、その財産から利益を受けることとするなら、信託で次の**受益者**、さらに次の**受益者**と指定することができることは、実質的に「後継ぎ遺贈」の遺言を可能にしたと言える面があります。

例えば、ある親に、自分で財産管理や遺言をすることが難しい障がいのある一人っ子がいて、親が死亡したあとはその子のために財産を使って欲しい、子が死亡して財産が残っていた場合は、今まで力になってくれた信頼できる姪に承継させたいと思っていたとしても、子は親の財産を相続できますが、子が死亡すると姪は子の相続人でありませんので、子に相続人がいなければ、子が親から相続した財産は国庫に帰属することになります。

この場合、親が**委託者**、信頼できる姪を**受託者**として信託契約をして、親が死亡した後の**受益者**を子に、子が死亡したら信託を終了させて、残った財産を姪に取得させると契約で決めておけば、親の願いどおりに財産を承継させることが可能になります。

## 06 むすびに

民事信託はまだ馴染みが薄く、複雑な面もある仕組みですが、この仕組みをしっかり理解して利用すれば、将来の財産管理・処分や承継について有効な対策ができるケースは多いと思います。

また、民事信託には注意点や課題もあり、カバーできない部分もありますので、任意後見や遺言などと比べて選択する、あるいはこれらを組み合わせることも検討が必要です。

任意後見や民事信託を利用することで、ご自身の将来の不安を解消して、思いが叶えられることを願って、むすびとしたいと思います。





# 一般社団法人日本高齢者虐待防止学会 理事会企画セミナー

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事 **野村 真美**

令和3年3月7日(日)、標題のセミナーがオンラインで開催されました。

本セミナーは、令和2年9月に開催を予定していた学術大会(第17回梅田大会)が、コロナ禍で中止となったため、例年学術大会の前日に開催していた理事会企画を独立したセミナーとして実施したものです。

冒頭に、池田氏から本セミナーの開催趣旨の説明があり、日本高齢者虐待防止学会(以下「本学会」という。)が令和3年3月1日に一般社団法人として法人化されたとの報告がありました。この法人化の手続には、リーガルサポートも協力しています。

## オンラインセミナー プログラム

**[報告]**  
高齢者虐待に関する調査結果および省令等に関する動きの報告  
乙幡 美佐江 氏(厚生労働省 高齢者虐待防止対策専門官)

**[テーマI]**  
ウィズコロナ時代の施設内虐待防止の在り方  
司会 柴尾 慶次 氏(日本高齢者虐待防止学会 理事)  
●「コロナ禍の介護施設の現状、取組み」  
石村 陽一 氏(社会福祉法人晋栄福祉会 兵庫エリア総合施設長 山中ちどり施設長)  
●「韓国の介護施設での虐待防止の取組み」  
任 真美(イムジョンミ) 氏(韓国保健社会研究院 研究員)  
●「ウィズコロナ時代の施設内虐待防止」  
柴尾 慶次 氏(介護老人保健施設 大阪緑ヶ丘事務長)

**[テーマII]**  
高齢者虐待防止法の改正課題  
コーディネーター 滝沢 香 氏(日本高齢者虐待防止学会 法制度推進委員会 委員長)  
●「法改正の取り組みと課題」  
池田 直樹 氏(日本高齢者虐待防止学会 理事長)  
●「高齢者虐待の実態と改正への要望」  
篠田 浩 氏(大垣市社会福祉課 課長)

## 報告：高齢者虐待防止に関する調査結果と運営基準改正

乙幡氏から、令和元年度の高齢者虐待防止に関する国の調査結果について、養介護施設従事者等による虐待、養護者による虐待、高齢者虐待を防止する都道府県・市町村の体制整備という項目ごとに、概要の説明がありました。この調査結果が国の高齢者虐待に関する施策の決定に影響を及ぼすとのこと。また、令和3年4月1日施行で、全ての介護サービス事業者を対象に、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける運営基準の改正が行われたとの説明がありました(施行日から令和6年3月31日までは経過措置(努力義務))。

## テーマ1：ウィズコロナ時代の施設内虐待防止の在り方

最初に、石村氏から、施設長を務める介護施設における新型コロナウイルスに対する実際の対応、意識の変化、今後の課題について報告がありました。外出・行事・面会・ボランティアが制限されることによって、施設内が風通しの悪い環境になり、高齢者虐待のリスクが高まることから、介護職員のアンガーマネジメント

研修の実施、虐待のチェックリストの確認などの取組をしているそうです。

続いて、任氏から、韓国の介護施設での虐待防止の取組について報告がありました。韓国においても、高齢者虐待の件数は年々増加しており、韓国の施設内虐待の特徴は、ネグレクトが最も多く、持続的・反復的に行われていることにあるそうです。施設内虐待の原因として、施設内虐待予防委員会の運営における公正性の不足、施設従事者の管理不足が挙げられ、2014年に「高齢者虐待防止総合対策」が公表されました。施設内虐待の有無を判定する「施設内虐待事例調査判定委員会」の公正性を強化するとともに、施設従事者に対する加重処罰・虐待予防教育の強化、施設評価指標における虐待関連指標の点数の引上げ、施設の抜き打ち点検等の様々な対策がとられています。コロナ禍における施設従事者の処遇改善を通じた虐待防止についても議論が高まっているそうです。

最後に、柴尾氏から、「パンデミックと施設ケア—不適切な状態をどう改善するのか」と題し、施設における不適切ケア改善の重要性についての報告がありました。コロナ禍で施設が密室化し、人手不足等が施設職員のストレスを増幅させている中で、施設における不適切ケアを放置することが虐待につながります。施設内虐待防止のためには、密室構造を打破するとともに、「不適切さ」の理解を共有し、不適切ケアを改善する日常の地道な取組を行うことが重要となります。

## テーマ2：高齢者虐待防止法の改正課題

冒頭に、滝沢氏から、本学会は2010年に高齢者虐待防止法改正要綱(案)を公表したが、施策等に反映されている項目はあるものの、法改正の機運は高まらず、現時点における課題としては、高齢者・障害者・児童を含めた統一的な虐待法制の検討等があるとの説明がありました。

池田氏からは、法改正の課題と取組について報告がありました。池田氏は、日本における高齢者虐待防止法の枠組みと問題点を説明し、必要な制度改革として、①児童、障害も含めた包括的虐待防止法の制定、②セルフネグレクトの虐待類型への追加、③医療機関における虐待対応が不十分な状況を改善するために、医療と協力して防止する制度の構築の3つの課題を挙げました。

篠田氏は、岐阜県大垣市における高齢者虐待対応等について報告するとともに、法改正について、①包括的な相談支援体制の構築のためには、虐待防止も包括的になっている方がよい、②「養護者」の範囲を広げるべきであるとの意見を述べました。

続いて、池田氏、篠田氏及び乙幡氏による法改正の課題についてのパネルディスカッションが行われ、池田氏から包括的虐待防止法に盛り込むべき事項、乙幡氏から法改正における留意点についての発言がありました。

最後に、事前に参加者から提出された質問に対して柴尾氏が回答し、本セミナーは終了しました。

時間の制約や通信状況の不具合もあって十分に議論が尽くされたとはいえませんが、課題は共有できたのではないかと感じました。

次回の本学会の学術大会は、令和3年9月26日(日)に「高齢者虐待防止と尊厳を支えるケアサービス～ケアの本質を探る～」をテーマとしてWEBで開催される予定です。





令和2年度厚生労働省委託事業(令和3年3月9日オンライン研修)  
「後見人等への意思決定支援研修」

私のことは、私とともに決めてほしい  
～意思決定支援をふまえた後見事務のガイドラインを学ぶ～

令和3年3月9日(火)富山県会場からの発信で標記オンライン研修が開催されました。本研修は、令和2年10月30日に『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』が策定されたことから、同年12月東京を皮切りに令和3年度末までに全国47都道府県での開催が予定されています。当日は、午前10時から午後5時までの長時間に亘りましたが、講義中に動画を交えたり、グループディスカッションを挟んだりするといった工夫が随所になされていました。

1 意思決定支援と代行決定【講義と演習】

最初に、「被後見人等が本人らしい生活を送れるように、チームによる意思決定支援をふまえた後見事務の取組を進める。」という本研修の目的の確認から始まり、3人の講師が交替で、意思決定支援の動向や目指すもの、後見人等として意思決定支援を行う局面について講義がありました。次に、当事者側に立った動画ロールプレイ2例では、本人が支援者と対等な立場に立ちにくい心理的性格を抱えている上に、専門職後見人等も自分の価値観と経験則で最善を選びがちで、本人と同等の立場に立つことが難しくなっている点を実感しました。ですから、本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人等がチームとなって、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、課題に応じてチーム編成を変化させながら対応していく必要があることを理解しました。

そして、意思決定支援の主要素としては次の①②が整っているかを確認します。

①信頼関係の構築のためには、

- ・本人の好きなこと嫌いなことを知っていますか？
- ・認知症・知的障害・精神障害の特性を知っていますか？
- ・診断名を理解するだけでなく、本人自体を理解していますか？
- ・疾患や障害の種類だけでなく個人によっても大きく異なるというコミュニケーションの特性を知っていますか？
- ・コミュニケーションの手法は本人にとってのわかりやすさを考えていますか？

これらをチームで確認することが必要になります。

令和2年度厚生労働省委託事業(令和3年3月9日オンライン研修)

「後見人等への意思決定支援研修」  
プログラム

【講義と演習】

1. 意思決定支援と代行決定

【講義】

2. 後見事務における「意思決定支援」

- 水島 俊彦 氏  
(日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター運営委員)
- 星野 美子 氏  
(公益社団法人日本社会福祉士会 理事)
- 西川 浩之 氏  
(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 専務理事)

【講義と演習】

3. 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン  
4. 「Q&A」

- 岸川 久美子 氏  
(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 大阪支部)
- 酒井 誠 氏  
(一般社団法人富山県社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ富山 運営委員長)
- 片岡 長司 氏  
(日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 委員)

②人的・物的環境整備のためには、

- ・意思決定支援の場に本人が信頼している人がいますか？
  - ・本人が十分に意思表示できるよう、本人が慣れた場所や一番力を発揮できる時間帯を設定していますか？
- 等々が意思決定支援を行う前提として必要なチェックポイントです。

そして、本人に対する意思決定支援の場では、本人の意思の実現それ自体より本人と一緒に実現を目指していく過程が重要になります。

次に、意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則を一つ一つ確認しました。

意思決定支援の段階

- 第1原則 意思決定能力の存在推定……本人には決める力があるという前提で関わる
- 第2原則 実行可能なあらゆる支援の必要性……あらゆる支援を尽くして
- 第3原則 不合理にみえる決定≠意思決定能力がない……不合理にみえる決定も尊重されるべき

代行決定段階では

- 第4原則 推定意思に基づく代行決定……〇〇だから、この人ならば、〇〇を選ぶはず
- 第5原則 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定……この人にとっての、一番良いことは？
- 第6原則 代行決定の限定行使……どうしても必要なときは、もっとも制限が少ない方法で
- 第7原則 第1原則へ戻る……本人には決める力があるという前提に戻る

ただし、代行決定は、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面において許容されることとなります。

本ガイドラインについては、本誌の22号で特集を組んでいます。講師の星野氏からも寄稿していただいておりますので、併せてご一読ください。

2 後見事務における「意思決定支援」【講義】

本科目では、ガイドラインにおける基本的な考え方として、①ガイドラインの背景・趣旨・目的・場面②意思決定支援のプロセス③代行決定のプロセス(支援チームによる)を、自宅屋根が破損した90歳女性が再び自宅で生活できるまでの事例を交え、憲法・民法・障害者権利条約・障害者基本法・成年後見制度利用促進法等関連法令や各種ガイドラインの概要から財産管理における意思決定支援の視点を学びました。

3 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン【講義と演習】

意思決定支援のプロセスをチャートで説明を受けた後に、グループディスカッションの演習を行いました。演習事例は、66歳自宅独居男性「北川さん」を取り巻く保佐人、ケアマネジャー、デイサービス相談員等々が、北川さんへの意思決定支援を行っていきます。支援チームによる事前準備会議の場面や本人を交

えたミーティング場面等の動画を視聴し、その都度、気づいたことや課題等をグループ4人で話し合い、アセスメントシートを利用した支援方法の実際を疑似体験しました。

本研修は、令和3年度も引き続き行われます。後見人等の意思決定支援についての最新の知識を得ることができ、また自らの後見業務を振り返る良い機会にもなりました。(る)







# 編集後記



最近リモートで人と「会う」機会が増えています。仕事や会務・また自治体等の会議でのリモート活用もこの1年間で当たり前になり、この流れは元に戻ることはないでしょう。慣れると実際に会って話をするのとそれほど変わりなくやり取りできますし、移動距離もないので便利だと感じます。また、時間的な効率も良く、今まで以上に自分自身ができること・お引き受けできる範囲が広がったと感じている人も多いのではないのでしょうか。

施設などでもリモート面談ができるところが増えています。ご本人とお話したいと連絡し、接続していただくと、まずは「？」という戸惑った顔が映ります。「後見人さんですよ」と施設の方が横で手伝ってくださると、ちょっとした会話ができる場合もありますし、難しいかなという方もいらっしゃいます。お話ができたとしても、実際に会わないと気付かないこともたくさんありますので、コロナ収束後は両方をうまく使い分けでご本人と接していくことになりそうです。選択肢が増えるということは、私たちにとってもご本人にとってもプラスなのではと感じます。

今月号は、「任意後見と民事信託」の特集です。家族関係や個人の生き方が多様化する中、自分自身や家族のこれからを考えている人たちの相談を受けるときには、様々な選択肢の中から、その人にとって最も適切な制度を選んでいただけるよう提案し、ともに考えていく力が今まで以上に専門職には求められているように思います。そのためにも信託・任意後見双方を活用した支援のあり方を、もっと知りたいし学んでいきたいと感じました。

(な)

## 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索!

リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 函館支部 0138-27-2345 HP
- 旭川支部 0166-51-9058
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 神奈川県支部 045-640-4345 HP
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 千葉県支部 043-301-7831 HP
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- とちぎ支部 028-632-9420 HP
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 新潟県支部 025-244-5141
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 福井県支部 0776-36-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山県支部 076-431-9332
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568 HP
- 広島県支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 岡山県支部 086-226-0470 HP
- 鳥取支部 0857-24-7013 HP
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701 HP
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

本部(東京) 03-3359-0541

編集・発行

## 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館  
TEL 03-3359-0541 <https://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポートのホームページには  
音声読み上げ機能があります!

リーガルサポート

検索

